

裏面白紙

別紙一  
一九四七年十二月十九日

特別調達  
總裁 重田 忠保 殿

東京連合軍従業員組合連合會  
全日本進駐軍要員労働組合  
全國進駐軍労働組合同盟  
連合軍日本人職員組合連盟

連合軍補助打切り係労働組合事務専従者に対する  
給與補助打切り係労働組合事務専従者に対する

一九四七年十二月十八日午後四時總司令部經濟科學局労働課エミス氏  
より提示されたる右に關する勸告に對しては表記労働組合の各代表者  
は協議の結果極東委員會の十六原則及労働組合法の精神にもとづき、  
その正當なることを認め日本政府が左記事項を完全に實施することを  
條件として受諾するものである。  
但し右は全官公廳労働組合と共に審議することが必要である猶實施に  
ついては組合の民主的運営上少くとも一九四八年三月三十一日までの  
期間を必要とする。

特別調達

裏面白紙

記

一、最低賃金制の確立  
 二、極東委員十六原則のすべての事項の完全なる実行就中第二、  
 三、第三、第八條の確實なる實施  
 四、クローズドショップ又はユニオンショップの締結  
 イ、専従者に對する職場の復歸又は復職については定員制にかか  
 ロ、専従者なく政府は責任を以て措置すること。同一の取扱をなすこと。  
 以上

特別調達應